

同意書

以下の項目内容を確認いただき、申込時点で該当しない項目を含め、全ての同意欄に☑を入れてください。

	項目	同意
1	しおりの内容を理解・把握した上で申込みをしてください。	☐
2	申込書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、申込児童の入所決定を取り消すことがあります。この場合において、入所決定取消しに異議はありません。	☐
3	利用調整は、申込締切日までに提出された書類により行います。締切後に提出された書類は、翌月利用調整から考慮します。	☐
4	勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。	☐
5	《令和7年1月1日現在または令和8年1月1日現在、日野市内に住民登録がない場合》 日野市に転入予定で申込みをする場合は、個人番号提供書または課税（非課税）証明書を郵送または保育課窓口へ提出してください。 令和8年4月～8月入所申込：令和7年度住民税情報、令和8年9月～令和9年3月入所申込：令和8年度住民税情報が必要となります。税情報が未申告の場合は、各年1月1日現在に住民登録がある自治体の住民税担当課への申告が必要になります。	☐
6	《64歳以下の祖父母と同居している場合》 ※二世帯、世帯分離含む 令和8年4月1日時点で64歳以下の同居祖父母が保育にあたれない理由がある場合は、そのことを証明する書類（就労証明書、診断書等）を提出してください。	☐
7	《ひとり親の場合》 「離婚届受理証明書」「戸籍謄本」「ひとり親家庭等医療証」「児童育成手当受給証明」「児童扶養手当受給者証」いずれかの写しを提出してください。	☐
8	《同一世帯内に障害者・難病の方がいる場合》 「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特別児童扶養手当受給証明書」「障害基礎年金の年金証書」または、診断書等で難病であることが確認できる書類のいずれかの写しを提出してください。	☐
9	《兄弟姉妹同時申込の場合》 ※しおりP21を必ず確認してください。 1 「同時に同じ保育施設を利用できる場合のみ利用する」または、「同時に利用できれば別々の保育施設でも利用する」を選択した場合、申込児童のうち1人が利用決定でも、他の申込児童が利用不可の場合、全員が待機となります。 2 「一人だけが利用できる場合でも保育施設を利用する」を選択し、一人だけ利用決定となった場合であっても、就労等の在園要件を満たさなければ退所となります。	☐
10	《保育希望理由が【労働】の場合》 申込時に提出される「就労証明書」に基づいて利用調整を行います。申込時の勤務先や労働条件が、入所時に変更されていた場合、退所となることがあります。 《保育希望理由が【内定(就労)】の場合》 入所が決定した場合は、入所月の月末までに労働を開始し、指定期日までに「就労証明書」を提出してください。期日までに労働を開始できない場合は退所となります。	☐
11	《保育希望理由が【出産】の場合》 入所期間は、出産予定月とその前後2か月です。期間満了時に必ず退所となります。 ※入所中に労働を開始しても、在園期間は延長されません。	☐
12	《保育希望理由が【疾病・負傷・障害】の場合》 「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「愛の手帳」「自立支援医療受給者証（精神通院）」「指定難病医療受給者証」のいずれかの写し、または「診断書（疾病等の状態と保育にあたれない旨が記載されたもの）」を提出してください。	☐
13	《保育希望理由が【介護】の場合》 要介護者の介護度がわかるもの（「診断書」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「愛の手帳」「介護保険被保険証」）いずれかの写し、及び介護者の「スケジュール表」を提出してください。	☐
14	《保育希望理由が【就学】の場合》 「スケジュール表」「カリキュラム（時間割等）」「学生証（または在学証明書）」を提出してください。就学内定の場合は、「合格通知」を提出してください。※国・都道府県・市町村の職業訓練施設等または学校教育法に定める学校等に通学している場合に限りです。	☐
15	《保育希望理由が【求職】の場合》 在園期間は3か月です。入所後、指定期日までに「就労証明書」を提出してください。指定期日までに労働が開始できない場合や労働を経ないで他の保育希望理由に切り替える場合は退所となります。	☐

【裏面あり】

